

財務省告示第百八十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年五月二十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成二十年六月十日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	回数
二	発行の根拠の法律及びその条項	平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十九年法律第二 十五号）第二条第一項及び平成二 十年度における公債の発行の特 例に関する法律（平成二十年法律 第二十四号）第二条第一項並びに 特別会計に関する法律（平成十九 年法律第二十三号）第四十六条第 一項及び第六十二条第一項 社債等の振替に関する法律（平成 十三年法律第七十五号。以下「振 替法」という。）の規定の適用を 受けるものとし、その振替機関は 日本銀行とする。
三	振替法の適用等	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募入
四	発行方法	

五

方募

イ

口

八

債行争非者特国札非 入価法入  
 市及入価・別債発競 札格競 定  
 場び札格第参市行争 発競 争  
 特国発競 加場 入 行争 の

争市る参てしび価、を場で競競とて価の  
 入場も加、た、格国定特あ争争す得格決  
 札特の者、後、格債め別つ争争するらを定  
 発別によご、に、格市る参、と入札札もれ募を  
 行参加るに、に、争入札発行のに、のる入  
 「と者、行、行、争入札発行」という。、  
 いう。以下、非価格競

各申込のうち応募価格の高  
 ものからその応募額を順次割  
 当てる。応募額を案分により  
 各申し込みの応募額を割り当てる。  
 各国債市場特別参加者ごとの  
 各申し込みの応募額を案分により  
 各申し込みの応募額を割り当てる。



十 十		九 八		二		八 口		七		二	
イ 一		振 額 最		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 払		札 非 入 価 込		イ 払 込 金		行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 払	
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九		の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と		札 発 競 格 第 加 場		札 発 競 格 第 加 場		札 発 競 格 第 加 場		札 発 競 格 第 加 場	
額	平 成 二 十 年 五 月 二 十 日	す る。	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円	千 七 百 九 十 一 億 円	千 五 百 二 十 億 円	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	で 千 七 百 九 十 一 億 円
額	平 成 二 十 年 五 月 二 十 日	す る。	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円	千 七 百 九 十 一 億 円	千 五 百 二 十 億 円	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	で 千 七 百 九 十 一 億 円
額	平 成 二 十 年 五 月 二 十 日	す る。	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円	千 七 百 九 十 一 億 円	千 五 百 二 十 億 円	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	一 兆 七 千 四 百 一 億 千 三 百 四 十 五	七 十 二 億 二 千 五 百 万 円	で 千 七 百 九 十 一 億 円

特別会計に関する法律第四十六  
 条第一項の規定に基づき発行し  
 た利付国債に ついて、額面金額  
 で千七百九十一億円

入札発行  
非競争入  
札発行、  
国債市場  
特別参加  
者別参加  
非価格競  
争入札競  
行及び札  
債市場特  
別参加者  
・別参加  
価格競争  
入札発行  
利率競争  
の過利子  
払込み

十一銭以上のそれぞれの応募価  
額格十一  
面金額百円につき百円

(一) 年一  
募入三  
決定の通  
額は、払  
込金額に  
加え、受  
けた者  
は、式に  
よる算出  
した金額  
を第二  
十号の規  
定する期  
日に払い  
込む。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 61}{100 \times 365}$$

(二) 発行時に  
おいて、  
その利息  
に係ると  
して、振  
替口座簿  
中の額  
もその振  
替口座簿  
中の額  
に記載し  
ては、前  
記の算式  
による  
額に、た  
だし、当  
該国債を  
発行時

十四 初期利子

に  
お  
い  
て  
取  
得  
す  
る  
者  
が  
非  
居  
住  
者  
又  
は  
外  
国  
法  
人  
で  
あ  
る  
場  
合  
に  
は、  
前  
記  
(一)  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
に  
当  
該  
非  
居  
住  
者  
又  
は  
外  
国  
法  
人  
が  
適  
用  
を  
受  
け  
る  
所  
得  
税  
の  
税  
率  
を  
乗  
じ  
た  
金  
額  
を  
控  
除  
す  
る  
こ  
と  
が  
で  
き  
る。  
平  
成  
二  
十  
年  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う。  
た  
だ  
し、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う。  
以  
下、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
六  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎  
年  
三  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
九  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る

十六 償還金

平  
成  
二  
十  
五  
年  
三  
月  
二  
十  
日

十七 償還金

平  
成  
二  
十  
五  
年  
三  
月  
二  
十  
日

十八 元金

日  
本  
銀  
行

十九 払入者

財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者

二十 払込期日

平  
成  
二  
十  
年  
五  
月  
二  
十  
日